

# 加工用米・飼料用米等は正しく出荷しましょう！

加工用米や飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への「使用」及び「使用する目的での出荷・販売」はできません。

## 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください

- ✓ 『区分管理(ほ場を特定)』で加工用米や新規需要米を生産した場合はほ場からの全収穫量の出荷が必要です。(ふりい下米も出荷する必要があります。)
- ✓ 『一括管理』の場合は、当初の出荷契約数量を出荷することが原則ですが、作柄変動による調整を行うことができます。

## こうした行為は違反になります

- ✓ 加工用米や新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- ✓ 主食用米から発生した「ふりい下米」を寄せ集めて、飼料用米として出荷
- ✓ 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に混ぜ、水増して出荷

## 必要に応じ、生産、出荷状況を確認します

- ✓ 飼料用米等の農産物検査の場で、農産物検査機関等が飼料用米等の出荷状況を確認します。
- ✓ 検査後に、倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米等の状況を確認することがあります。
- ✓ 畜産農家等の需要者にきちんと飼料用米等が納入されているか確認することがあります。

# もし、不適正な出荷等が確認された場合

不適正な出荷等が確認された場合には、以下の措置を講じる場合があります

- 名称（氏名）・住所及び違反事実を公表します。
- 取組計画の認定を取り消し、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めません。
- 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金の返還又は申請中の交付金が不交付となります。
- 違反事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還又は交付申請中の交付金の不交付に加え、翌年度以降の交付申請書が不受理となります。

また、飼料用米等の販売を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任をした取組申請者も、上記の措置の対象となります。



認定された取組計画に従って、適切に出荷するようお願いいたします



※不適正な行為の疑いがある事を見聞きしたら、以下の連絡先や地域農業再生協議会への情報提供にご協力ください。

## 情報提供及び問い合わせ先

東北農政局 ○○県拠点  
地方参事官 ○○○○担当 (TEL 0000-00-0000)

東北農政局 生産部 生産振興課 (TEL 022-221-6169)